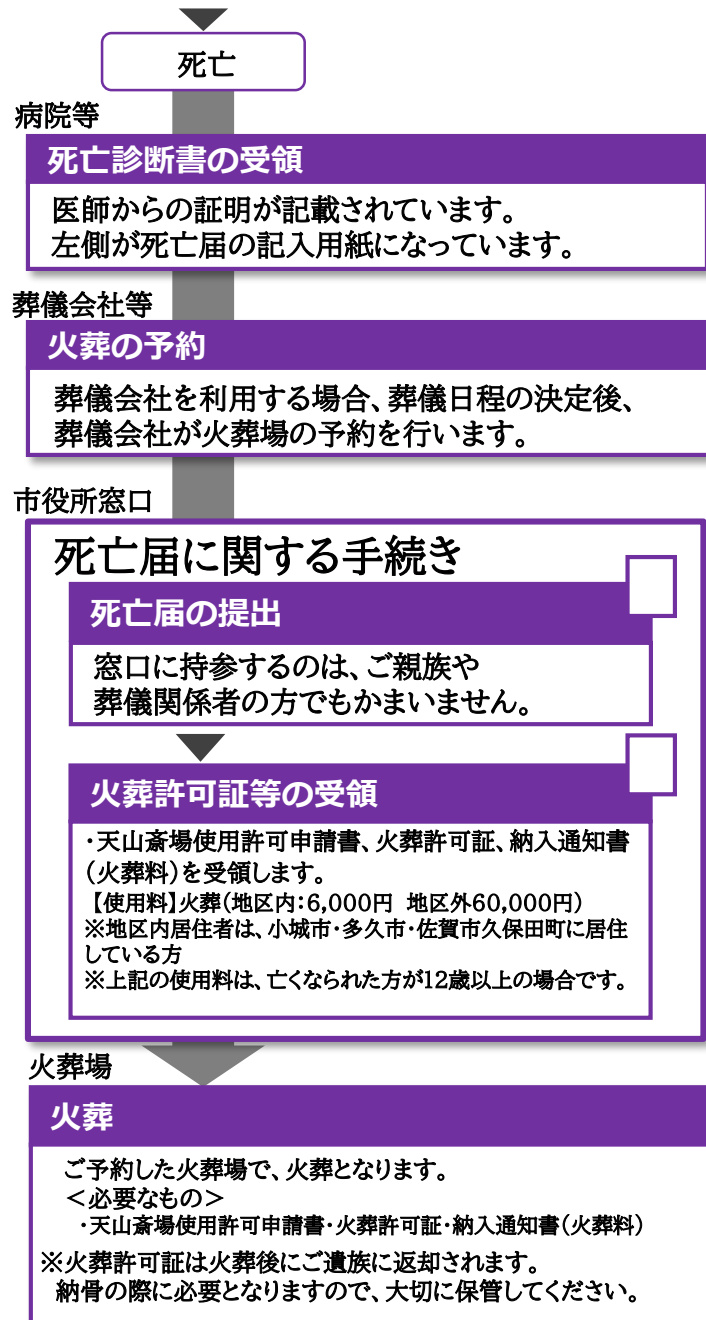


<ご遺族の手続きの流れ>



ご遺族のための

おくやみ手続きガイド

～必要なお手続きのご案内～

小城市役所

このパンフレットは、死亡届の提出の際にお渡しします。

次回、市役所にお手続きにいらっしゃる際は、こちらのパンフレットをお持ちいただくと、スムーズにご案内ができます。

おくやみ(死亡)に関連する各種手続き(給付の申請や名義変更など)

市役所

火葬後、落ち着いたら、まずは市役所窓口へ。(※予約不要)
市役所関係の各種手続きの届出、申請を行ってください。

- ・必要な手続きや持ち物は、このガイドの内側ページで
あらかじめご確認ください。
- ・市役所以外での手続きに必要な
証明書(戸籍謄本など)も取得できます。

本庁舎へお越しの際には
番号発券機のメニューボタンから
「死亡後の手続き」を押してくださいページ
3～手続き
準備今後の手続きについて
ご遺族で相談され、
ご準備ください。ページ
1～2

詳しくは、内側のページをよくお読みください

(※おくやみ関係の手続きについて、月曜日などの休日明けや昼の時間帯は混雑しやすく、長時間お待ちいただく場合があります。)

手続き準備

市役所へ手続きに行く前に
準備していただきたいこと

1

相続人代表者を決める

相続人を代表して、市役所から以下の手続きに関する書類（還付金、納付書など）を受け取る方（相続人代表者）を届出ください。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、市県民税

相続人代表者 指定届

国民健康保険
後期高齢者医療
介護保険
市県民税

- ・亡くなった方の納税義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- ・相続放棄をした方は相続人になりません。
- ・相続人代表者はあくまで手続き上の代表者で、相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・給付の権利が承継されるわけではありません。
- ・還付金を相続人代表者が代表して受け取る場合、口座を記入してください。
- ・徴収金や還付金等は、相続財産として相続人当事者間で清算してください。

※お墓の承継や固定資産の相続登記は、別に手続きが必要となります。

2

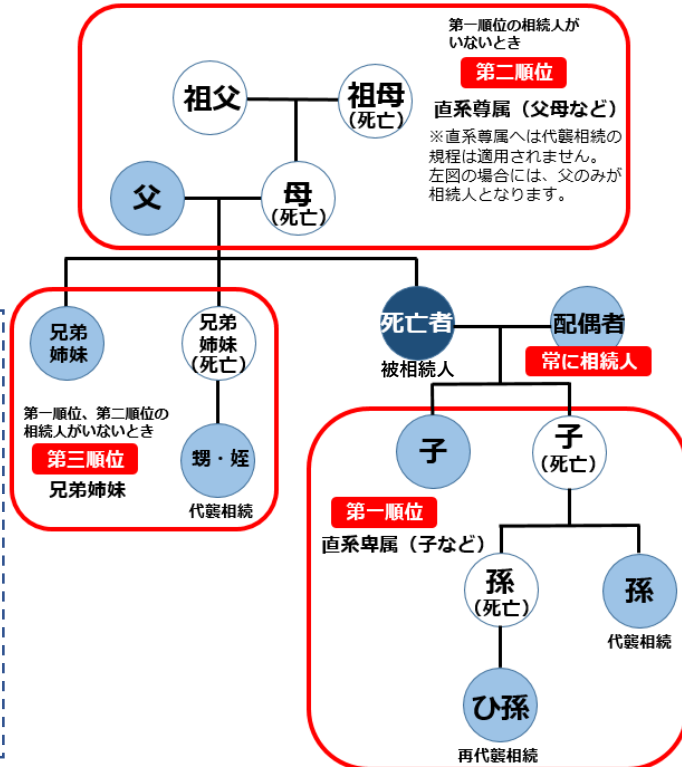
委任状を用意する（必要な場合のみ）

手続きできる方（相続人等）以外の方が
代理人として市役所窓口で手続きしたい場合には、
「委任状」が必要となります。

※市役所での手続きは、手続きごとに手続きできる方が決まっています。
手続きできる方は相続人である場合が多いですが、異なる場合もありますので、3ページから8ページの「手続きできる方」欄を確認し、
「手続きできる方」に委任状を作成してもらってください。

参考：法定相続人の順位と範囲 （遺言による相続を除く）

例



3

葬祭費の支給申請

亡くなった方が国民健康保険または後期高齢者医療に加入していた場合、
お葬式を行った喪主または施主に対して葬祭費が支給されます。

※社会保険に加入していた場合は、市役所ではなく、加入先の保険者(会社など)へ申請となります。

- ・本来相続人となる被相続人の子又は兄弟姉妹が既に死亡していた場合などに、その相続人の子が代わりに相続することを「代襲相続」といいます。
※甥・姪が死亡していた場合には、それ以上の代襲はありません。
- ・被相続人が死亡した後、遺産分割協議を行わないうちに相続人が死亡してしまい、次の相続が開始されることを「数次相続」といいます。
- ・「相続人がいないとき」には、前順位の相続人全員が相続放棄したことによる順位変更も含まれます。

手続きの際にお持ちいただくもの(共通的なもの)

多くの方に必要となるものをまとめました。

ご遺族のもの

- ☐ 手続きにいらっしゃる方の「本人確認書類」
- ☐ 受取口座番号がわかるもの（預金通帳やキャッシュカードの写しなど）
- ☐ 年金、税、保険手続きの場合、手続きできる方（3ページ以降参照）のマイナンバーがわかるもの
（マイナンバーカード、住所・氏名に変更のない通知カード、住民票）
- ☐ 代理の方が手続きされる場合は「委任状」

◆ 該当する方のみ

- ☐ 法定相続人ではない方が遺言書によって相続人となる場合は、公正証書遺言、検認済みの遺言書をお持ちください。

亡くなった方のもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの
- ☐ 亡くなった方が市役所から交付を受けていたもの
（お手元にあるもののみでかまいません）
 - ☐ 国民健康保険資格確認書
 - ☐ 介護保険証
 - ☐ 後期高齢者医療保険資格確認書
 - ☐ 医療費受給者証
 - ☐ 障がい手帳 など

そのほかの持ち物は、手続きごとに異なります。

必要な手続きと持ち物は

チェックリスト 3 ページ～ 9 ページでご確認ください。

亡くなった方の、戸籍証明や住民票の請求、マイナンバーカード

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
証明書 亡くなった方の住民票(除票)がほしい	除票の交付申出	- 亡くなった方の住民票(除票)を手続きに使用する方 - 上記の代理人	- 代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。 - 使用目的や提出先を交付申請書へ記入していただきます。				
亡くなった方の戸籍証明がほしい	戸籍証明の交付請求	- 亡くなった方と同じ戸籍に記載されている方 - 亡くなった方の直系親族 - 亡くなった方の戸籍を手続きに使用する方 - 上記の代理人	代理人が手続きする場合、委任状が必要になります。			市民課 西館1階 緑の1番窓口 TEL:37-6100	
亡くなった方が印鑑登録をしていた	印鑑登録の廃止	※自動的に登録廃止になります	印鑑登録証(カード)は処分してください。				
亡くなった方がマイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納手続き	ご遺族の方など	亡くなった方のマイナンバーカード	※マイナンバーカードを返納する必要はありません。死亡に伴う手続で、亡くなった方の、マイナンバーが必要な場合があるためしばらくお持ちいただくことをお勧めします			
亡くなった方が外国人だった	在留カードまたは特別永住者証明書の返納	※地方出入国在留管理官署で手続きが必要です。詳細は地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。				住居地を管轄する 地方出入国 在留管理官署	

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

承継 手続き	保険料等の「承継手続き」が発生する場合						
①国民健康保険に加入していた世帯主	相続人代表者の指定	- 相続人代表者(相続人を代表して徴収金や還付金の書類を受け取る方) - 上記の代理人	●相続人代表者指定届 ●相続人代表者の口座番号がわかるもの ●代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。	速やかに行ってください		国保年金課 西館1階 緑の2番窓口 TEL:37-6101	
②75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた							
③65歳以上の場合			※郵送での手続きの場合 ●相続人代表者となる方の本人確認書類のコピー				

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
保険年金 → 共通	A. 国民健康保険に加入していた	国民健康保険の脱退手続き		亡くなってから14日以内			
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	資格確認書等の返却 高額療養費などの支給申請	・世帯主 ・(世帯主が亡くなった場合)相続人 ・上記の代理人	・国民健康保険資格確認書等 ・医療を受けた方の領収書 ・世帯主または相続人の口座番号がわかるもの	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください 受診日から2年以内		
	B. 75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	資格確認書等の返却 相続人代表の申立	・ご遺族の方 ・上記の代理人 ・相続人 ・上記の代理人	後期高齢者医療保険資格確認書等 ・相続人の口座番号がわかるもの	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください		
	A. →葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主または施主の方 ・上記の代理人	●葬祭費支給申請書 ・喪主の通帳 ・会葬礼状または領収書	葬祭を行った日から2年以内		
	B. →各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・ご遺族の方 ・上記の代理人	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	※医療機関にかかっていた方は、医療機関での精算後に返却してください		
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。				健康保険の加入先で手続きしてください	
	国民年金に加入していた	国民年金の資格喪失	※死亡届の提出により、自動的に資格は喪失します				
	年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届		年金証書、未支給年金請求者の預金通帳など			
	→国民年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります		※まずは「国保年金課」窓口でご相談ください。	未支給年金は、年金支給日の翌月初日から5年以内	国保年金課 西館1階 緑の2番窓口 TEL:37-6101	
	→厚生年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります	・亡くなった方と生計が同一だった方			佐賀年金事務所 31-4191	
	→共済年金を受給していた					加入していた共済組合	
	→農業者年金を受給・加入していた	未支給年金等の請求または死亡届		※受付窓口でご相談ください	亡くなった日から10日以内	農業委員会 東館2階 緑の8番窓口 TEL:37-6126	

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

高齢

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
65歳以上の方	保険証の返却 送付先変更届	・ご遺族の方など	介護保険証 届出人の印鑑	速やかに行ってください ※被保険者情報が必要な場合は、 返却前に写しをとるなどして情報を 保管してください。		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの4番窓口 TEL:37-6108	
緊急通報システムを設置していた	サービスの終了	・ご遺族の方など		速やかに行ってください			

障がい

障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡 の届出	・ご遺族の方など	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	速やかに行ってください ※確定申告等で手帳の情報を使用 する場合は、返還前に写しをとるな どして情報を保管してください。			
→障がいに関する手当を受けていた	受給資格の喪失届		※受付窓口でご相談ください				
重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届	・ご遺族か親族の方	・重度心身障害者医療費受給者 証 ・相続人代表者の口座番号が わかるもの ・相続人代表者のマイナンバーが 確認できる書類	速やかに行ってください		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの4番窓口 TEL:37-6108	
自立支援医療受給者証を持っていた	受給者証の返還	・ご遺族の方など	自立支援医療受給者証				
福祉タクシー利用券を持っていた	福祉タクシー利用券の 返還	・ご遺族の方など	福祉タクシー利用券				

亡くなった方の、受給資格・給付サービスに関すること

こども

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
児童手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください		事由発生後速やかに ※手続きが遅れると支給済手当を返還していただく場合があります		こども家庭課 (こども家庭センター) 西館 1 階 オレンジの 6 番窓口 TEL:37-6107	
→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童手当を受給している方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。				
児童扶養手当(ひとり親の手当)を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	・児童扶養手当証書(お手元にある場合)				
→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・児童扶養手当を受給している方	・児童扶養手当証書				
特別児童扶養手当を受給していた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	・特別児童扶養手当証書(お手元にある場合)			高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
→お子さんが亡くなった	受給資格の喪失または減額の届出	・特別児童扶養手当を受給している方 ・上記の代理人	・特別児童扶養手当証書				
子どもの医療の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届	・保護者の方	子どもの医療費受給者証	14日以内		こども家庭課 (こども家庭センター) 西館 1 階 オレンジの 6 番窓口 TEL:37-6107	
ひとり親家庭等医療の医療費受給資格を持っていた →受給者(保護者)の方が亡くなった	受給者資格の喪失届	※受付窓口でご相談ください	ひとり親家庭等医療費受給者証	14日以内			
→お子さんが亡くなった	受給者資格の喪失届または変更届	※受付窓口でご相談ください	ひとり親家庭等医療費受給者証				
保育園・幼稚園・認定こども園に通っていた	退園等の手続き	※受付窓口でご相談ください		14日以内		保育幼稚園課 西館 1 階 オレンジの 6 番窓口 TEL:37-6109	
放課後児童クラブ(児童館)に通っていた	放課後児童クラブの退級	・保護者の方		14日以内		通っていた児童クラブまたは教育総務課 東館 2 階 オレンジの 9 番窓口 TEL:37-6130	
小中学校に通っていた	退学の手続き	※各学校にご相談ください		速やかに行ってください		教育総務課 東館 2 階 オレンジの 9 番窓口 TEL:37-6130	

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

税・料金

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
小城市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	代表承継人の届出	・相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方	※受付窓口でご相談ください			税務課 西館1階 青の8番窓口 TEL:37-6103	
→農地を相続する	農地の所有者届出	・農地を相続した方	※受付窓口でご相談ください	権利取得を知った日から10ヶ月以内		農業委員会 東館2階 緑の8番窓口 TEL:37-6126	
→森林を相続する	森林の土地の所有者届出	・森林を相続した方 ・上記の代理人	・登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面 ・土地の場所がわかる図面	相続開始の日から90日以内		農林水産課 東館1階 緑の1番窓口 TEL:37-6125	
原付バイク・小型特殊車両を所有していた	軽自動車税(種別割)の申告	・相続人 ・上記の代理人	※受付窓口でご相談ください	亡くなられた日から15日以内			
市県民税・森林環境税又は国民健康保険税を小城市に納めていた	相続人代表者送付先指定届の提出	・相続人	※受付窓口でご相談ください			税務課 西館1階 青の8番窓口 TEL:37-6103	
税・料などを口座振替で小城市に納めていた	口座振替の廃止・変更	・ご遺族の方など	※受付窓口でご相談ください				
小城市に納める税金などに未納がある場合	納税相談	・ご遺族の方など					

市役所での手続き チェックリスト

8ページ目

亡くなった方の、資産や税・料金に関すること

その他

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付済
上水道の使用をやめる場合 小城市・三日月町久米の一部(甘木、本告、久米)	水道異動届(閉栓)	・ご遺族の方など	本人確認書類			水道課 (ゆめぷらっと小城市1階) TEL: 73-8804	
→上水道の使用者名義を変更する場合	水道異動届(使用者変更)						
上水道の使用をやめる場合 三日月町(甘木、本告、久米以外)、牛津町、芦刈町	※佐賀西部広域水道企業団にお問い合わせください。(WEB申請有)		ホームページ2次元コード 			佐賀西部広域水道企業団(料金課) TEL: 68-2225	
→上水道の使用者名義を変更する場合							
下水道の使用をやめる場合	使用廃止の申込み	・ご遺族の方など	「下水道使用廃止届書」又は「下水道使用者変更届書」を郵送・メール・FAX・下水道課窓口にてご提出ください。 FAX: 37-6174 Mail: gesuidou@city.ogi.lg.jp			下水道課 東館2階 青の7番窓口 TEL: 37-6122	
→下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更						
市営住宅を故人の名義で借りていた	退去 または入居承継手続き(名義変更)	・同居人 ・(同居人がいない場合)親族 ・上記の代理人	※受付窓口でご相談ください	速やかに行ってください		定住推進課 東館1階 青の4番窓口 TEL: 37-6150	
故人は市営住宅に同居していた	同居者異動届出		死亡を証する書面	速やかに行ってください			
故人は犬を飼っていた	飼い主の変更手続き	・新たな飼い主 ・上記の代理人	※受付窓口でご相談ください	30日以内		環境課 西館1階 緑の3番窓口 TEL: 37-6102 (出張所)	
佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を持っていた	利用証の返却手続き	・ご遺族の方など	佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)	速やかに行ってください		健康福祉課 西館1階 オレンジの5番窓口 TEL: 37-6106	

市役所での手続き チェックリスト

9ページ目

遺されたご家族に関する届出・申請

住所
戸籍

保険
年金

こども

亡くなった方があてはまるものについてご確認ください	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	該当	受付窓口	受付 済
世帯主が亡くなり、 残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出	・残った世帯の方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状が必要となります。	世帯主が変わってから14日以内		市民課 西館1階 緑の1番窓口 TEL:37-6100	
健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (74歳まで) 国民年金の加入 (20歳～59歳までの配偶者)	・扶養から外れる方 ・上記の代理人	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」	資格喪失日より14日以内			
国民健康保険に加入していて 世帯主が変わる方	新しい資格確認書等の 交付(後日郵送)	・世帯主が変わる方 ・上記の代理人	変更前の国民健康保険資格確認 書等(兼高齢受給者証)			国民年金課 西館1階 緑の2番窓口 TEL:37-6101	
受けられる年金給付がないか、確認とご相談	・遺族基礎年金 (子のある妻または子) ・国民年金寡婦年金 (65歳未満の妻) ・国民年金死亡一時金	※受付窓口でご相談ください	※受付窓口でご相談ください				
親権者が亡くなり他に親権者がいない方	※家庭裁判所での手続きが必要です。詳細は家庭裁判所までお問い合わせください。 ※市役所で証明書の取得が必要になる場合があります。					市民課 西館1階 緑の1番窓口 TEL:37-6100	
お子さんが医療費の助成を受けていて 保護者が亡くなった方	・子どもの医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください				こども家庭課 (こども家庭センター) 西館1階 オレンジの6番窓口 TEL:37-6107	
	・重度心身障がい者医療費助成					高齢障がい支援課 西館1階 オレンジの4番窓口 TEL:37-6108	
18歳以下のお子さんがある方	子どもの医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成	※受付窓口でご相談ください	※受付窓口でご相談ください	支給対象児童を監護するようになってから、可能な限りすみやかに(申請月の翌月分から対象となります)		こども家庭課 (こども家庭センター) 西館1階 オレンジの6番窓口 TEL:37-6107	
	児童手当の申請 児童扶養手当の申請						
保育園・幼稚園・認定こども園・へき地 保育所に入園を希望する方	利用申込の手続き	※各施設にご相談ください		利用希望月の前月の 10日迄			
小中学生のお子さんが出て、経済的な 事情がある方	就学援助の相談	※各学校にご相談ください				通っている学校事務室または 教育総務課 東館2階 オレンジの9番窓口 TEL:37-6130	

市役所以外での手続き

亡くなった方の状況に応じて、市役所以外でも様々な手続きが必要となります。必要な手続きは、ご自身でご確認ください。

必要な証明書を市役所で取る

- ・亡くなった方の状況や手続きされる方によって必要となる書類が異なります。
- ・必要となる書類は、各々の手続き先に確認することをお勧めいたします。

市役所で取れる証明書

住民票
戸籍(戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本など)
所得・課税証明書
印鑑登録証明書 など

各々の手続き先で提出して使う

(これらは一例です)

銀行

法務局

年金機構

家庭裁判所

生命保険

税務署



法定相続情報
一覧図

法定相続情報証明制度

- ・法務局に被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの連続する戸籍謄本や、相続人の戸籍謄本等必要書類を提出することで法定相続人を一覧にした図表を作成してもらえる制度です。(作成及び発行費無料)
- ・複数の相続手続きが発生する場合に、戸籍謄本等を請求する
手間と費用を省略できます。
- ・具体的に必要な書類や制度については法務局へお問い合わせください。

戸籍をとる前に

相続の手続きでは、亡くなったことや相続人が誰かを確認するため、戸籍の提出を求められることが一般的です。戸籍を請求する際は、以下について事前にご確認のうえ、ご請求いただくとスムーズな手続きが可能です。

1. 戸籍を取れる人は誰か

戸籍を取ることができるのは、以下の方です。それ以外の方が代わりに取る場合は、以下の方からの委任状をお持ちください。

- ①その戸籍に載っている方
- ②戸籍に載っている方の配偶者(戸籍に載っている方が亡くなっている場合を除く)
- ③戸籍に載っている方の直系親族(親、子、孫等)
- ④①から③に該当しないが、戸籍を使って手続きをしなければならない方(未支給年金の請求者、預金を相続する人等)

2. 本籍はどこか

- ・本籍がはっきりわからないと戸籍を交付することができません。
- ・亡くなった方の本籍は、死亡届のコピーや火葬許可証に記載されているので、請求前にご確認ください。
- ・本籍地によっては、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアにて戸籍を取ることもできます。
(カード所有者または同一戸籍の方の戸籍謄抄本に限ります。コンビニ交付が利用できるかについては本籍地にお問い合わせください。なお、小城市は対応していません。)
- ・上記1の①から③に該当する方が請求される場合、本籍地以外で戸籍謄本・除籍謄本(謄本に限る)を取ることが可能です。

3. どのような戸籍が必要か

戸籍には、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」など色々な名称があります。またそれぞれの戸籍に載っている内容も人によって異なります。手続きの必要書類を確認する際は、戸籍の名称ではなくどのような内容が載った戸籍が必要か確認することをお勧めします。
(例)「亡くなった方の出生から死亡までの戸籍が必要」「亡くなったことが載っている戸籍謄本等が必要」等

ご遺族の方へ

このたびは、大切な方のご逝去に
心からご冥福をお祈り申し上げます。

亡くなられた際には、
市役所をはじめとして様々な手続きが必要となり、
手続きにかかる時間やご負担も大きなものとなります。

このおくやみ手続きガイドが、
今後の様々なお手続きの
お役に立てることを願っております。



〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日） 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く